

事務連絡  
令和元年6月4日

各国公立大学総務課御担当者様

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室

令和元年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰について（依頼）

日頃より、大学における障害者の生涯学習の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

文部科学省では、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体を表彰する標記表彰制度を平成29年度に創設しており、令和元年度も実施することとしています（詳細については、添付の「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項（以下、「表彰要項」という。）を御参照ください。）

本表彰については、都道府県等からの推薦のほか、文部科学省が、学識経験者の意見等を参考に、表彰するに相応しいと判断できる団体等を被表彰対象候補として審査の対象に加えることができることとしており、過去の表彰においては、大学における取組として、平成29年度は4団体、平成30年度は9団体を表彰してきたところです。

つきましては、今年度においても、大学における活動のうち、文部科学大臣表彰に相応しいと考えられる取組を被表彰対象候補として審査の対象に加えたいと思いますので、下記の関係資料を御確認の上、貴大学において幅広く照会いただき、表彰要項に記載の「障害者の生涯学習支援活動」を行う個人又は団体がある場合には、学内で1団体に候補を絞った上で、令和元年7月12日（金）までに、以下の担当までメールにて御推薦ください。

なお、審査の結果、被表彰対象となった場合には、文部科学省より改めて御連絡をいたします。

記

◆送付資料

- 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項
- 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰の推薦に当たってのQ&A
- 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰の推薦に当たってのQ&A（大学向け補足）

◆提出方法

下記のURLより様式をダウンロードし、メールにて提出してください。

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1405531.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1405531.htm)

提出先メール : [sst@mext.go.jp](mailto:ssst@mext.go.jp)

◆参考資料

以下の資料を御参照の上、御検討ください。

- ・「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1398880.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1398880.htm)

- ・学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/041/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/index.htm)

担 当 : 文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

障害者学習支援推進室 (星川、村上、峯、柴崎)

電 話 : 03-5253-4111 内線(3460)

F A X : 03-6734-3719

Mail : [sst@mext.go.jp](mailto:ssst@mext.go.jp)

## 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項

平成29年5月9日  
文部科学大臣決定  
平成30年10月16日一部改正  
令和元年5月31日一部改正

### 1 趣旨

この要項は、障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動（学校における教育課程内の活動にとどまるものを除く。以下「障害者の生涯学習支援活動」という。）を行う個人又は団体について、その活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功労・功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定める。

### 2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 「障害者の生涯学習支援活動功労者表彰」（以下、「功労者表彰」という。）  
これまでの長期に渡る活動の功績を讃えるもの。
- (2) 「障害者の生涯学習支援活動奨励者表彰」（以下、「奨励者表彰」という。）  
活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。

### 3 表彰の対象

表彰の対象は、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、社会教育やスポーツ、文化芸術等の分野における障害者の生涯学習支援活動を活発かつ継続的に行う個人又は団体であり、その活動内容が他の活動と比較して顕著に優れ、他の模範と認められるものとする。

#### (1) 功労者表彰の対象者

##### ア 個人

引き続いて10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げた個人。（財政的援助をしたに過ぎない者、公務員で本務として活動の指導に当たっている者などは含めない。なお支援活動を行う団体において役職に就く者については「イ 団体」として推薦すること。）

##### イ 団体

引き続いて10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために貢献し、顕著な成果を上げた団体。地方公共団体や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業も対象とする。ただし、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な運営が行われていることを要する。

## (2) 奨励者表彰の対象者

### ア 個人

「障害者の生涯学習支援活動」について、継続性を持って実施するとともに、その活動について普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げ、かつ、今後とも活動の成果が期待される個人。(財政的援助をしたに過ぎない者、公務員で本務として活動の指導に当たっている者などは含めない。なお支援活動を行う団体において役職に就く者については「イ 団体」として推薦すること。)

### イ 団体

「障害者の生涯学習支援活動」について、継続性を持って実施するとともに、その活動について普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げ、かつ今後とも活動の成果が期待される団体。地方公共団体や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業も対象とする。ただし、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な運営が行われていることを要する。

## 4 推薦依頼

文部科学省は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）、上記3を満たす個人又は団体のうち、上記2の各表彰にふさわしいと判断するものについて、推薦依頼を行うものとする。

### (1) 都道府県等における推薦方法

都道府県等は、上記3を満たす個人又は団体を、文部科学大臣に推薦することができる。都道府県等は、教育部局に限らず、庁内のスポーツ、文化、福祉、労働部局等と密に連携しつつ、管下の市町村とも協力し、民間団体等が行う活動を含めて、幅広く域内の取組を把握した上で、推薦を行うものとする。

推薦に当たっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

### (2) 都道府県等による推薦数

都道府県等は、域内の個人又は団体のうち、都道府県にあつては上記2の各表彰の対象を合わせて2件以内（ただし、特別区を含む東京都にあつては合わせて2件以内の推薦分をこれに加えることができる。）、指定都市にあつては上記の2の各表彰の対象を合わせて1件を推薦することができる。なお、上記2の各表彰のいずれを推薦するかは各都道府県等において判断するものとする。

### (3) 文部科学省における推薦

文部科学省は、上記に基づく都道府県等からの推薦のほか、学識経験者の意見等を参考に、表彰するにふさわしいと判断する個人又は団体を、被表彰対象候補者として審査の対象に加えることができる。

## 5 被表彰対象者の審査及び決定

文部科学大臣は、上記4により推薦された個人又は団体について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象者を決定する。

## 6 受賞歴について

当該表彰の受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

## 7 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

## 8 表彰の取消

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰対象者に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰対象者において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

## 9 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、関係局課の協力を得て、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において処理する。

## 10 補則

その他表彰の実施に必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この決定は、平成29年5月9日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。

### 附 則

- 1 この決定は、平成30年10月16日から実施し、平成30年度の表彰から適用する。

### 附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から実施し、令和元年度の表彰から適用する。



## 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰の推薦に当たってのQ&A

### 【総論】

Q 1 : 「障害者の生涯学習支援活動」とは、どこまでを表彰の対象範囲とするのか。

A 1 : 「障害者の生涯学習支援活動」とは、あらゆる主体によって行われる、障害者の生涯にわたる学びを支える活動を想定しています。障害者を対象とした社会教育や障害者のスポーツ、文化活動への支援をはじめ、障害者支援のためのボランティア活動、意識啓発活動などあらゆる取組が想定されます。ここには、当事者団体による活動のほか、手話・要約筆記等のいわゆる情報保障に関する活動も含まれます。

また、「障害者の生涯学習支援活動」に対して企業等が継続的に財政的支援を行うといった取組も想定されます。

### 【対象】

Q 2 : 表彰対象について。

A 2 : 表彰の対象は「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、顕著な成果を挙げた個人又は団体であり、要項に記載の事項を満たすことが条件です。

なお、今年度より、長年にわたる活動が顕著な成果を上げた個人又は団体を対象とした「功労者表彰」と、期間の長短を問わず顕著な成果を上げ、今後もその活動が期待される個人又は団体を対象とした「奨励者表彰」の二つの表彰が設けられました。要項を参照し、相応しい者を推薦いただきますようお願いいたします。

Q 3 : 特別支援学校で行われる活動も含むのか。

A 3 : その活動が学校における教育課程内の教育活動にとどまる場合は対象となりませんが、「障害者の生涯学習支援活動」を行っていれば、特別支援学校や幼稚園・小・中・高等学校等の学校も表彰対象となります。例えば、地域の障害者を対象とした地域スポーツクラブ等を特別支援学校が主体となり行っている場合、当該特別支援学校は対象となります。

Q 4 : 都道府県及び指定都市の障害者スポーツ協会は、推薦の対象となるのか。

A 4 : 都道府県及び指定都市の障害者スポーツ協会は、都道府県・指定都市が行う推薦に協力する立場にあることから、当該スポーツ協会を推薦する場合は、域内の他団体や他県の同様の協会と比べて、特徴的で顕著に優れた活動があることを推薦書に明記する必要があります。

Q 5 : 「障害者の生涯学習支援活動」は、国の支援（補助事業や委託事業等）を受けた活動でないと対象とならないのか。

A 5 : 推薦される「障害者の生涯学習支援活動」が、国の支援を受けているか否かについては問いません。

Q 6 : 過去に行っていた活動を推薦の対象としてよいか。

A 6 : 功労者表彰、奨励者表彰ともに、令和元年5月1日時点で実施されている継続的な活動とします。このため、かつて実施していたものの現在は実施していない活動や、過去に数回イベント的に実施したが今後実施する予定のない活動は対象となりません。推薦に当たっては、活発かつ継続的な活動であることを確認してください。

Q 7 : 障害者スポーツ及び文化芸術の普及を行うことは、推薦の対象となるのか。

A 7 : 「障害者の生涯学習支援活動」を対象としているため、活動内容が障害理解や、障害者のスポーツ活動や文化芸術活動の普及等にとどまる場合は対象となりません。推薦に当たっては、活動目的や内容を確認してください。

Q 8 : 個人が市民活動として顕著な成果を上げる活動を行っている場合、対象は個人とすべきか、市民活動団体とすべきか。

A 8 : 団体内で個人が顕著な成果を上げている場合であっても、推薦の対象は団体となります。なお、対象となる団体は、必ずしも母体となる組織である必要はありません。活動の実態を踏まえてご判断ください。（例えば、〇〇大学内の××講座を対象とする場合、必ずしも〇〇大学を推薦しなければならないわけではなく、××講座を実質的に運営する単位（実施委員会や研究会等）を対象としていただいても結構です。

Q 9 : 「奨励者表彰」の被推薦者に年齢制限はあるか（若者を推薦しても問題ないのか。）

A 9 : 要項を満たす者であれば、年齢は問いません。期間の長短は問いませんので、これまでの活動の成果及び今後とも活動の成果が期待されることなどを確認の上、推薦してください。



【推薦】

Q10：表彰対象について、全ての要件を満たした「障害者の生涯学習支援活動」を行う個人又は団体でないと推薦できないのか。

A10：要項において、表彰の対象者の要件とともに、対象者が行うべき活動に係る要件を示していますので、各要件について、明確に満たさない場合には、対象から除外することが望ましいものと考えます。

Q11：都道府県から推薦する「2件以内」は、個人と団体を1件ずつとすべきか。また功労者表彰と奨励者表彰も1件ずつとすべきか。

A11：表彰の種類、推薦数の個人と団体の内訳は、各都道府県等の判断によります。域内の活動を幅広く把握し、要項を満たす個人又は団体で、顕著な成果を挙げた者を推薦していただきたいと考えています。

Q12：都道府県等から推薦する際、選考委員会等の設置が必要か。

A12：選考委員会等の設置を求めるものではありませんが、域内の取組に詳しい者を委員等とし、幅広い観点から推薦することは推奨されます。各都道府県等において、本表彰にふさわしい個人又は団体を、各地域の実情に応じた手法により選考し、推薦してください。

Q13：都道府県等から推薦する際、域内の活動を把握するための調査などを行う必要があるのか。

A13：本表彰のために調査を行うことまで求めるものではありませんが、教育部局のみならず庁内のスポーツ、文化、福祉、労働部局等関係部署と密に連携し、管下の市区町村や関係機関に照会するなど、民間団体等の活動を含めて域内の活動を幅広く把握した上で推薦してください。

Q14：推薦様式は、被推薦者に記入を依頼してもいいのか。

A14：被推薦者に依頼せず、推薦を行う都道府県等のしかるべき担当部署において、別紙様式を作成してください。

Q15：管下の市区町村が行う活動を推薦することはできるか。

A15：都道府県等が、城内の他の民間団体等の活動についても幅広く把握した上で、管下の市区町村が行う活動を域内の取組の一つとして推薦することは可能です。

Q16：公民館の活動を推薦する場合は、被推薦団体の名称をどのように記載すべきか。

A16：被推薦団体の名称は、活動の実施主体や実施状況を踏まえて、各地方公共団体の判断で決定してください。（例えば、〇〇公民館や〇〇市教育委員会〇〇課等の記載も可能ですので、過去の本表彰の事例などを参考にしてください。）

Q17：奨励者表彰の推薦に当たり、別紙様式に推薦理由を記入する際、個人又は団体の活動が、記入要領に記載の「推薦の観点」において秀でたものが無い場合には、奨励者表彰としての推薦ができないのか。

A17：奨励者表彰に係る記入要領に記載の「推薦の観点」は、奨励者表彰の審査に当たり参考となるよう記入いただくものです。その他の観点からでも、いかなる点が奨励者表彰の対象として相応しいか明示いただければ結構です。

#### 【表彰】

Q18：表彰の時期・方法はどうか。

A18：時期は12月初旬を予定しており、表彰式を開催し、その中で表彰状を授与する予定です。詳細は、決定後ご連絡します。

Q19：表彰式に出席するための旅費はどのような扱いになるのか。

A19：表彰式出席のための旅費は、国では負担いたしません。

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰の推薦に当たってのQ&A  
(大学向け補足)

Q 1 : 表彰の対象は、大学が直接実施する活動だけか。

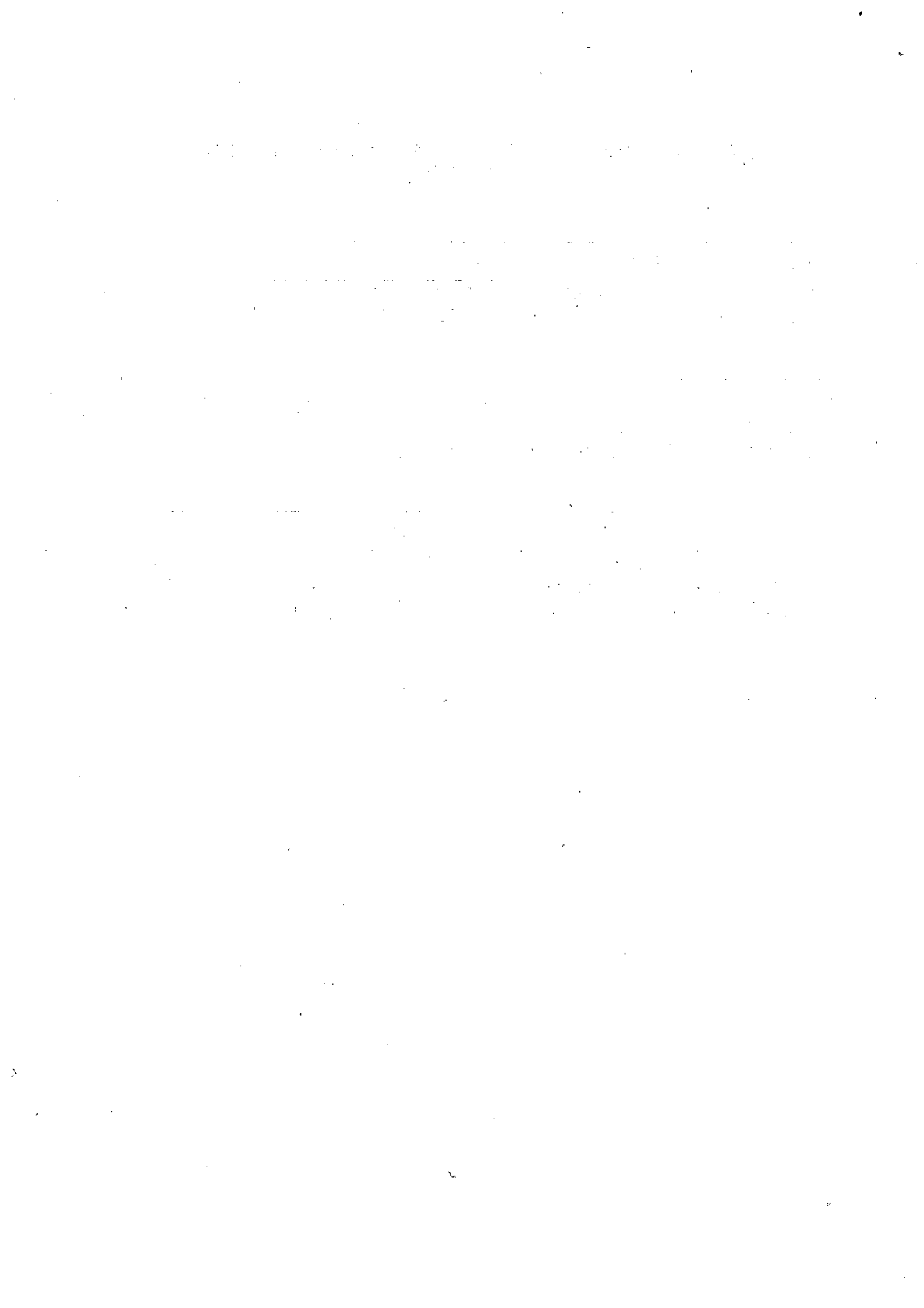
A 1 : 大学が直接実施する活動のほか、実行委員会等が実施する活動を、大学の公開講座等に位置付けたり、オープンカレッジとして実施したりする場合なども対象となります。

Q 2 : 大学では、講義の一環として指導員の養成等をおこなっているが、このような講義も対象としてよいか。

A 2 : 大学における教育課程内の活動に留まるものは、本表彰の対象外となります。

Q 3 : 大学の教員や学生が個人的に活動しているものも含めてよいか。

A 3 : 教員や学生個人の活動が学外で実施されている場合は対象外となります。大学が何らかの形で関与していることを確認の上、推薦してください。(例えば、教員や学生がNPO法人等で障害者の生涯学習支援活動に取り組まれている場合は、都道府県等の推薦対象となります。)



大学における「障害者の生涯学習支援活動」に関する調査

【功労者表彰・奨励者表彰】

記入日 2019年 月 日  
 大学名 \_\_\_\_\_

①実施主体： <small>ふりがな</small>		②活動開始年月 年 月 日 (通算： 年間)	
③活動の分野（複数選択可） <input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 文化 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： _____）		④主な対象	
⑤活動の規模		スタッフ数（教職員、学生スタッフ等の人数）	
⑥活動に当たって連携している団体等（複数選択可） <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 義務教育学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校・各種学校 <input type="checkbox"/> 児童館 <input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> スポーツ団体 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 文化芸術活動を行う団体 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 企業・事業所 <input type="checkbox"/> 病院・保健所 <input type="checkbox"/> 行政（教育委員会） <input type="checkbox"/> 行政（保健・福祉部局） <input type="checkbox"/> 行政（その他の部局 _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 特に連携はしていない。			
⑦「障害者の生涯学習支援活動」の活動の実践内容等（出来るだけ具体的に記入すること） (ア) 活動名称、(イ) 活動内容（参加者・支援対象人数を含む。）、(ウ) 活動体制、(エ) 活動の効果、 (オ) 地域全体への普及状況、(カ) その他特記事項 等			
⑧大学としての推薦理由			
⑨過去の取組実績			
⑩過去における表彰に関する事項			
⑪備 考			

⑫連絡先 住所：（〒 - ） 電話： - - mail： 担当部署・者名：
--

(別紙様式 の記入要領)

- 1 ①欄は、実施主体の類型（例えば、〇〇大学〇〇センター、〇〇実行委員会・コンソーシアムなど）を記入し、必ずふりがなを付すこと。なお、被表彰対象者に決定した場合は、原則として本名称を表彰状に記載するので、漢字表記など十分に確認すること。）
- 2 ②欄は、活動の開始年月（途中で活動の名称が変更されている場合であっても、同様の活動内容や実施組織が継続している場合には、当初の活動が開始された年月）を記入すること。括弧内には2019年5月1日時点での通算期間を記入すること。
- 3 ③欄は、活動の分野として該当するものに☑を入れ、その他の場合は括弧内に具体的に記入すること。
- 4 ④欄は、活動の主な対象としている障害種をすべて記入すること。障害種別を限定しない場合は、主に対象となる障害種別について「すべて（主に●）」（●には主な障害種別を記載）という形で記載すること。
- 5 ⑤欄は、活動に携わる教職員、学生スタッフ（ボランティア）数等をそれぞれ表彰年度前年度の5月1日現在の状況を記入すること。
- 6 ⑥欄は、活動している場や普及啓発先、企画・実施にあたって連携している団体等について該当するものに☑を入れ、その他の場合は括弧内に具体的に記入すること。
- 7 ⑦欄は、(ア)～(カ)の各項目を踏まえ、活動内容を具体的に記入するとともに、重点的に取り上げて実践した経過をまとめた資料を添付すること。また、特色ある活動を行っている場合にもその旨記入した上で取組がわかる資料を添付すること。ただし、資料はいずれも5ページ以内を原則とし、冊子ではなく複写可能な紙媒体で提出すること。
- 8 ⑧欄は、大学が当該活動を推薦する理由を、具体的に記入すること。なお「障害者の生涯学習支援活動奨励者表彰」については、以下に示す推薦の観点を参考に、理由を記入すること。

<推薦の観点>

  - ・先導性があり、他の模範（モデル）となっている。
  - ・発展性があり、規模の拡大や他地域への波及の実績がある。
  - ・有効性があり、様々な工夫により高い効果（参加者数の増加、参加者の満足度、学習面での効果など）をあげている。 など
- 9 ⑨欄は、表彰対象事業が、文部科学省や都道府県など行政機関から受託した事業があれば事業名、受託年度（例：文部科学省 〇〇プロジェクト 平成〇年度）を記入すること。
- 10 ⑩欄は、表彰対象事業が、過去において表彰を受けたことがある場合は表彰名、表彰者及び表彰年（例：優秀〇〇校表彰 〇〇県教育委員会教育長 平成〇年）を記入すること。
- 11 ⑪欄は、その他特記すべき事項があれば記入すること。
- 12 ⑫欄は、文部科学省からの問い合わせや、表彰対象に決定した際の窓口として、円滑に連絡が取れる連絡先を記載してください。（講座の運営主体でも、大学の事務局でも結構です。）なお、連絡は主にメールで行いますので、メールアドレスは必ずご記入ください。
- 13 様式が不足する場合は、別様にするなど、適宜追加し、記載内容が不足しないように留意すること。ただし、追加資料を含めて1件当たり10枚を超えないことを原則とする。